

1. 「令和3年度 民間福祉施設人事・給与制度に関する調査結果」を公表しました

本会会員のうち、法人本部が都内に所在する 832 社会福祉法人を対象に調査を行い、261 法人（回収率 31%）からご回答いただきました。ご協力、ありがとうございました。人材定着、育成のための工夫など、貴重なご意見を沢山いただきました。ぜひ、調査結果をご覧ください。

【調査大項目】

I. 給与制度について II. 賞与について III. 業績評価・業務目標制度について IV. 法人の定年制度について V. 人事労務全体について VI. 処遇改善加算について

◆ 東社協ホームページ

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html>

2. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その6）が発出（厚労省）

令和4年2月10日付で、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いを示した事務連絡を発出しました。

この事務連絡では、まん延防止等重点措置の適用か否かにかかわらず、令和3年度決算期の社会福祉法人の運営等については、令和3年2月12日付事務連絡と同様に、理事会・評議員会について、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難な場合には、可能になり次第、速やかに開催することや、計算書類や財産目録、現況報告書等の所轄庁への提出期限（6月末日）について柔軟に取扱うことなどが示されています。

また、理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告については、法第45条の16第3項の規定に基づき、定期的に理事会に報告をしなければならないこととなっていますが、報告の省略はできず、実際に開催された理事会において報告を行う必要があります。ただし、本通知において、やむを得ず、当該報告を行うことが困難な法人に関して、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、当該報告の時期の取扱いにつき、柔軟に対応することなどが示されています。

◆ 東社協ホームページ

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#tayori>

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp

専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html> (東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)

